

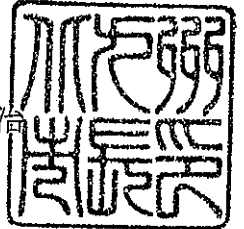


資料14

北九産新学第105号
平成20年7月9日

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田重森様

北九州市長 北橋健治



地方独立行政法人法に基づく意見について

地方独立行政法人法第34条第3項及び第40条第5項の規定により、公立
大学法人北九州市立大学に係る下記の事項について、意見を求めます。

記

- 1 平成19事業年度 財務諸表の承認について
- 2 平成19事業年度 剰余金の翌事業年度への繰越承認について
- 3 添付資料
 - (1) 財務諸表の承認及び剰余金の翌事業年度への繰越承認に係る本市の
考え方
 - (2) 法人提出書類(写)
 - ア 財務諸表等
(地方独立行政法人法第34条第1項及び第2項、北九州市地方独立
行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第9条に規
定する書類)
 - イ 剰余金の繰越承認に係る申請書
(北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関す
る規則第11条第1項の規定する書類)

公立大学法人北九州市立大学の財務諸表の承認 及び剰余金の翌事業年度への繰越承認について

1 財務諸表の承認について

公立大学法人北九州市立大学から提出された、平成19事業年度の財務諸表については、次の理由により承認するもの。

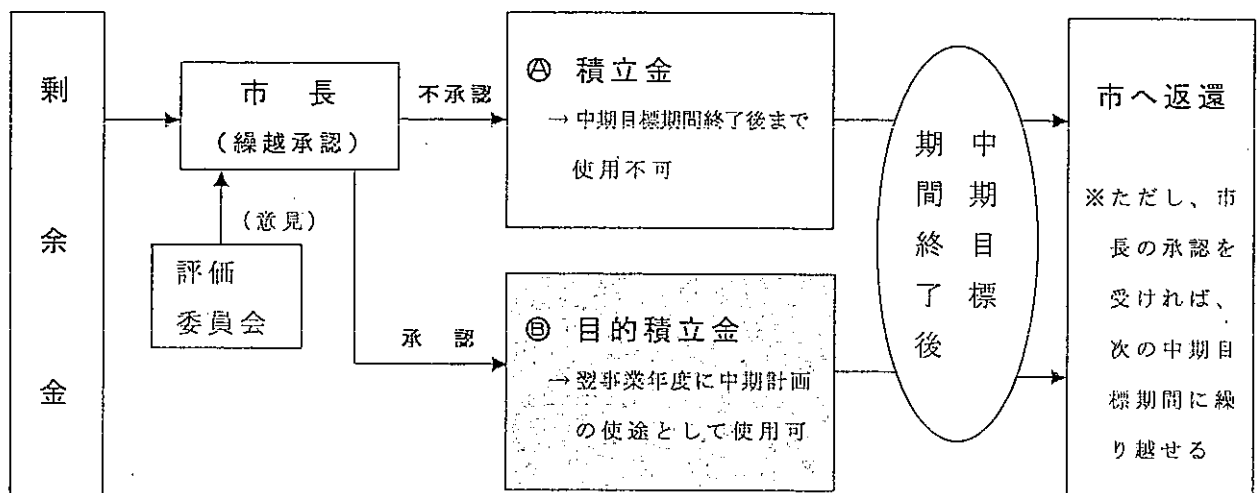
- (1) 地方独立行政法人法に定める書類がすべて提出されていること。
- (2) 事業年度終了後3月以内の平成20年6月26日に提出されていること。
- (3) 地方独立行政法人会計基準に従い作成されていること。
- (4) 監事及び会計監査人による監査が適正に行われていること。

2 剰余金の翌事業年度の繰越承認について

公立大学法人北九州市立大学から繰越承認申請のあった平成19事業年度の剰余金は、次の理由により生じた剰余金であるので、申請のとおり全額について翌事業年度への繰越を承認するもの。

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益
- (2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を行った場合であって、費用の減少により生じた利益（ただし、学生収容定員を在籍者が充足していない場合及び特に著しい業務懈怠等により利益を生じた場合を除く）

【 参 考 】



○ 地方独立行政法人法（抜粋）

（中期計画）

第 26 条 略

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1. ～5. 略

6. 剰余金の使途

7. 略

3～5 略

（財務諸表等）

第 34 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第 4 項及び第 99 条第 8 号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第 1 項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 略

（会計監査人の監査）

第 35 条 地方独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

（利益及び損失の処理等）

第 40 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第 3 項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 略

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第 1 項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第 26 条第 2 項第 6 号の剰余金の使途に充てることができる。

- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6～7 略

○ 地方独立行政法人法施行令(抜粋)

(資本の額その他の経営の規模の基準)

第5条 法第三十五条に規定する政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 1 法第三十五条に規定する財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円以上であること。
- 2 法第三十四条第一項の規定により設立団体の長の承認を受けた最終の貸借対照表(以下この号において「最終の貸借対照表」という。)の負債の部に計上した金額の合計額(新たに設立された地方独立行政法人(法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)であって最終の貸借対照表がないものにあつては、当該地方独立行政法人の負債の金額に相当する金額として設立団体の長が定める額)が二百億円以上であること。

○ 北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(抜粋)

(財務諸表)

第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) キャッシュ・フロー計算書
- (2) 行政サービス実施コスト計算書

(剰余金の使途に係る承認の手続)

第11条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途
- 2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

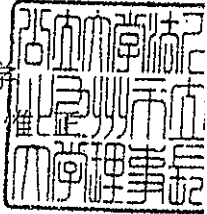


資料15

北九大総第73号
平成20年6月24日

北九州市長 北橋 健治 様

公立大学法人北九州市立大学
理事長 阿南



平成19年度決算における財務諸表等の提出について

地方独立行政法人法第34第1項の規定に基づき、下記の決算書類を提出します。

記

【決算書類】

- ① 財務諸表
- ② 事業報告書
- ③ 決算報告書
- ④ 独立監査人の監査報告書
- ⑤ 監事意見書



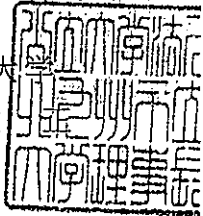


資料16

北九大総第73号
平成20年6月24日

北九州市長 北橋 健治 様

公立大学法人北九州市立大学
理事長 阿南 惟



平成19事業年度における剰余金の使途の承認申請について

平成19事業年度の損益計算により生じた利益を平成17年7月8日付北九産学学第174号で認可を受けた中期計画に記載されている剰余金の使途に充てることにしたいので、地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 承認を受けようとする金額 183,405,788円
- 2 中期計画に記載された剰余金の使途
教育研究の質の向上及び組織運営の改善
- 3 添付資料
平成19年度の貸借対照表及び損益計算書



貸借対照表

(平成20年3月31日)

(単位：千円)

勘定科目	金額	額
資産の部		
I. 固定資産		
1. 有形固定資産		
土地		5,802,500
建物	12,354,585	
減価償却累計額	<u>△ 1,718,476</u>	10,636,108
構築物	344,907	
減価償却累計額	<u>△ 105,615</u>	239,292
工具器具備品	1,860,773	
減価償却累計額	<u>△ 1,195,464</u>	665,308
図書		2,290,525
美術品・收藏品		8,300
車両運搬具	11,761	
減価償却累計額	<u>△ 4,090</u>	7,671
建設仮勘定		25,944
有形固定資産合計		<u>19,675,650</u>
2. 無形固定資産		
ソフトウェア		143,629
その他の無形固定資産		420
無形固定資産合計		<u>144,049</u>
3. 投資その他の資産		
長期前払費用		11,738
投資その他の資産合計		<u>11,738</u>
固定資産合計		<u>19,831,437</u>
II. 流動資産		
現金及び預金		1,534,270
その他未収入金		56,729
前払費用		5,943
立替金		636
流動資産合計		<u>1,597,580</u>
資産合計		<u>21,429,018</u>
負債の部		
I. 固定負債		
資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	517,365	
資産見返施設費	204,642	
資産見返補助金等	7,748	
資産見返寄附金	63,008	
資産見返物品受贈額	2,408,799	
建設仮勘定見返運営費交付金等	<u>25,944</u>	3,227,508
長期未払金		213,119
固定負債合計		<u>3,440,628</u>

貸借対照表

(平成20年3月31日)

(単位：千円)

勘定科目	金額	額	
II. 流動負債			
運営費交付金債務	19,222		
預り補助金等	742		
寄附金債務	72,127		
前受受託事業費等	540		
未払金	600,644		
未払費用	22,971		
未払消費税等	4,133		
前受金	1,657		
預り科学研究費補助金等	2,764		
預り金	24,430		
流動負債合計		<u>749,236</u>	
負債合計			4,189,864
資本の部			
I. 資本金			
地方公共団体出資金	17,975,200		
資本金合計		17,975,200	
II. 資本剰余金			
資本剰余金	8,720		
損益外減価償却累計額(△)	△ 1,707,123		
資本剰余金合計		△ 1,698,403	
III. 利益剰余金			
教育研究向上・組織運営改善積立金	778,951		
当期未処分利益	183,405		
(うち当期総利益)	(183,405)		
利益剰余金合計		962,357	
資本合計			<u>17,239,154</u>
負債資本合計			<u>21,429,018</u>

損益計算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：千円)

勘定科目	金額	
経常費用		
業務費		
教育経費	631,242	
研究経費	806,476	
教育研究支援経費	244,618	
受託研究費	341,209	
受託事業費	26,970	
役員人件費	82,818	
教員人件費	2,959,756	
職員人件費	857,206	5,950,298
一般管理費		770,962
財務費用		
支払利息	3,300	3,300
経常費用合計		6,724,561
経常収益		
運営費交付金収益		2,285,203
授業料収益		3,087,650
入学金収益		573,559
検定料収益		105,764
受託研究等収益		
国及び地方公共団体	20,730	
その他の団体	335,617	356,347
受託事業等収益		
国及び地方公共団体	15,452	
その他の団体	25,675	41,128
寄附金収益		33,733
補助金等収益		37,710
施設費収益		20,533
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	36,702	
資産見返施設費戻入	33,806	
資産見返補助金等戻入	1,230	
資産見返寄附金戻入	14,095	
資産見返物品受贈額戻入	194,437	280,272
財務収益		
受取利息	2,077	
有価証券利息	865	2,943
雑益		
財産貸付料収入	40,785	
講習料収益	3,520	
科学研究費補助金間接経費収益	11,820	
その他の雑益	26,994	83,120
経常収益合計		6,907,967
経常利益		183,405
当期純利益		183,405
当期総利益		183,405

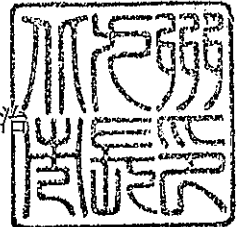


資料17

北九産新学第14号
平成20年5月20日

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田重森様

北九州市長 北橋健治



中期計画の変更に対する意見について

公立大学法人北九州市立大学に係る中期計画について、変更認可申請がありましたので、地方独立行政法人法第26条第3項の規定により、意見を求めます。

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抜粋）

（中期計画の認可の申請）

第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を当該中期計画の最初の事業年度開始の日の2月前までに、市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

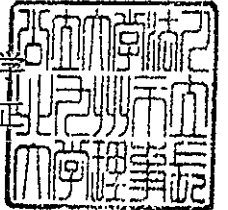


資料18

北九大経第 80 号
平成 20 年 3 月 25 日

北九州市長 北 橋 健 治 様

公立大学法人北九州市立大学
理事長 阿 南 惟 正



公立大学法人北九州市立大学中期計画変更認可申請書

地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学中期計画の変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。



公立大学法人北九州市立大学 中期計画

I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容と成果に関する具体的方策

- ① 人間・文化、社会、自然の3分野の知的資産を総合的に学ぶことにより、広範な視野と基礎的素養を育てる。

ア 教養教育の見直し

- ① 学生の勉学意欲及び就労意欲を育てるため、地域性、実践性、学際性、時事性を重視した授業科目の充実等教養教育科目の見直し及び学生の職業選択にかかわる授業科目の設定並びに教養教育と専門教育との連携を強化する。
- ② 現行の全学教育システムを抜本的に見直し、平成19年度を目途に英語、情報教育等を全学的に実施する「(仮称) 共通教育センター」の設置を図る。

イ 語学教育

- ① 英語によるコミュニケーション能力の向上を図るために、単位認定におけるTOEIC等の活用、到達度別クラス編成、英語による授業の実施などを盛り込んだ実践的な英語教育システムを導入する。
- ② 卒業時に実践で使える英語を身に付けさせるため、教養教育において TOEIC470点以上または TOEFL460点以上、専門教育(外国語学部英米学科)において TOEFL(PBT) 550点以上の取得を目指す。具体的には、毎年度、目標到達学生の割合について数値目標を定めて取り組む。
- ③ 語学力の特に優れた学生を育成するシステムの構築を検討する。
- ④ 東アジア地域の言語に関する教育システムを拡充する。
- ⑤ 外国語教育用のCALLシステムを整備し、活用する。
- ⑥ 実践的英語能力を高めるため、語学検定試験の受験やスピーチコンテストへの参加などを奨励する仕組みを整備する。
- ⑦ 海外の大学の英語習得プログラムの積極利用や海外留学の拡充を図る。

ウ 情報処理教育・図書館

- ① 実践的な情報リテラシー能力の向上を図るために、現行の情報処理教育をさらに強化する。
- ② 情報技術の進展や普及に対応して、情報処理教育用の教室の整備拡充、講義室の学内ネットワーク環境の整備、学生がパソコンを活用できるような教育環境を整備

する。

- ③ 学術情報総合センター（図書館）における学術研究・教育図書を充実させるとともに、電子図書館的機能の強化並びに施設等の整備を図る。

エ 学部専門教育

- ① 理論と実践を統合する授業科目、応用力を養う授業科目などを開講することにより、社会で通用する実践的教育を強化する。
- ② 専門教育のカリキュラム編成においては、専門基礎・コア科目（基幹的科目）の絞り込みと集中を基本とし、討論中心の少人数教育、社会と連携したフィールド型教育（野外演習的教育）、資格取得推奨型教育の充実を図る。
- ③ 専門分野の高度化に対応するために、学部と大学院との連携教育プログラムを構築する。

オ 大学院の充実

- ① 東アジア社会に関する教育研究を高度化するために、平成17年度から社会システム研究科と(財)国際東アジア研究センター（ICSEAD）との連携講座を開設し、平成19年度を目途に社会システム研究科博士課程を拡充する。
- ② 北九州産業社会研究所を活用して、大学院教育の充実を図り、北九州地域の発展に貢献できる人材を養成する。
- ③ 教育研究の高度化、先端化と、国際性、学際性を備えた人材育成に対応したカリキュラムの再編を行い、国際水準の研究者および高度な職業人を養成する。
- ④ 大学院教育の質的充実と体系化を図るため、文系修士課程（5研究科）と社会システム研究科博士課程との再編等を図る。
- ⑤ 大学院生の博士学位の取得率向上を目指す。

カ 専門職大学院の設置

- ① 実践的に社会で活躍できるような専門職業人を育成するために、平成19年度を目途に専門職大学院として法科大学院（ロースクール）、経営大学院（ビジネススクール）及び技術経営（MOT）コース等の開設を検討する。

(2) 教育方法と学習指導に関する具体的方策

ア 体系的な教育課程

- ① 本学の教育理念・教育目的に即して各専門分野の教育目標を明確にし、その目標を達成するための一貫した体系的な教育プログラム、カリキュラムを整備する。
- ② すべての授業科目において、教育目標、授業形態・指導方法、成績評価基準を明示したシラバス（授業計画）を作成する。
- ③ 対話・討論を重視する少人数授業科目、演習科目の充実によって自己表現能力と実践的能力を育成する。

イ 授業方法や学習指導の開発

- ① 教員の授業内容や教育方法などの改善・向上を図り、学生に分かる授業、満足度が高い授業を実現する。

ロ ウ 学習支援体制の整備

- ① 学内の自習用設備の充実を図る。
- ② 外国語教育用のCALLシステムを整備し、活用する。
- ③ 情報教育において、視聴覚設備や電子情報メディア機能を活用する。
- ④ 学習相談・学習支援体制を充実させるため、北方キャンパスにおいてもクラス担任制度、ティーチング・アシスタント制度、オフィスアワー制度等の実施を検討する。

エ 成績評価システムの開発

- ① 成績評価の手法として、平成18年度を目途にGPA制度を全学的に導入する。
- ② 厳格な成績評価を実施し、北方キャンパスにおいても早期卒業制度の導入を図る。
- ③ 優秀な学生に対する表彰制度を全学的に実施する。
- ④ 全学的に学生の成績表を、個人情報保護条例等に配慮した上で各保護者に送付する。
- ⑤ 学生の成績データを学術情報総合センターにおいて全学一元的に管理する環境を整備する。

オ 教育活動の評価システムの整備

- ① 教員については、平成17年度から教育、研究、社会貢献、管理運営を評価対象とする教員評価システムを導入し、平成18年度には評価結果の研究費への反映を図るとともにシステムの検証・修正を行い、平成19年度を目途に昇任や賞与等その他の処遇について評価結果を反映させることを検討する。
- ② 効果的な教育プログラムの研究開発、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の立案と運営、教育改善活動の企画と円滑な推進を図るため、平成17年度中に推進体制を整備する。
- ③ 教育の質の向上を図るため、教員に対し博士学位の取得を奨励する。
- ④ 平成18年度から学生による授業評価を拡充し、さらに教員による授業自己評価、授業の相互評価等の導入を検討する。
- ⑤ 学生の声を教育の改善に反映させるための方策を決定し、実施する。

(3) 優秀な学生の確保に関する具体的方策

ア 大学広報

- ① 優秀な学生を全国から確保するため(目標：一般選抜志願倍率5.4倍以上)、教職

員が一体となって、大学説明会、オープンキャンパス、高校訪問、模擬授業等を実施する。

- ② 本学の知名度を向上させ、さらに志願者数を増やすため、大学全体の広報・広聴機能を強化する体制を構築する。
- ③ 大学広報の活動拠点として、北九州市東京事務所の機能を活用し、関東圏等からの志願者を確保するとともに、本学学生の就職支援等の事業を実施する。また北九州市の海外事務所の活用を図る。

イ 入試選抜方法

- ① 効果的な選抜方法を実現するため、AO入試の導入を検討する。
- ② 入試選抜方法の改善を図るため、選抜方式別に入学した学生の修学・進路状況について追跡調査を実施する。
- ③ 優秀な学生、目的意識の明確な学生の入学を促すために、高校との情報交換の強化を図るための高大連携を拡充する。
- ④ 意欲ある優秀な学生等を積極的に受け入れるため、奨学金制度を含めた支援方策を検討する。

ウ 社会人の積極的な受入

- ① 学部・大学院において、社会人対象の教育システムを充実し、地域から社会人を積極的に受け入れる。

エ センターの設置

- ① 入学試験の企画、広報、実施など入試業務を一元的に管理運営する「(仮称)入試センター」を設置する。

オ 大学院での学生確保

- ① 地域企業及び公共団体等から社会人を積極的に受け入れるため、基礎学力、意欲、経験などを評価する総合的な選考方法の導入を図る。
- ② 平成18年度を目途に、優秀な学生、留学生及び帰国子女等を念頭に秋季入学の実施を図る。

(4) 学生への生活支援・就職支援に関する具体的方策

ア 生活・進路相談

- ① 生活相談や進路相談窓口担当者と、メンタルケアの専門スタッフ等との連携を深め、学生の多様な相談に適切に応える体制を整備する。
- ② 学生が直面する生活上のさまざまなトラブルやハラスメントに対する安全教育と予防対策を強化する。
- ③ 各学部は、休・退学、留年、成績不振者等の実態を調査し、その対応策を講じる。

イ 学生活動支援

- ① 競技会参加、ボランティア活動など学生の自主的活動を奨励する支援体制を強化する。
- ② サークル会館、課外活動施設等を順次整備する。

ウ 就職・進路支援

- ① 学生に対する就職意欲の醸成や求人情報の提供、就職先の開拓など学部を中心とした全学的な就職支援体制を確立、強化するとともに、公務員試験や各種国家試験の合格率、大学院進学率の向上を図る。
- ② 企業ニーズや社会に適合できる人材を育成するため、実効的なインターンシップシステムを構築する。
- ③ 就職に関して民間のノウハウや人材を活用する。

エ センターの設置

- ① 「(仮称) キャリア(就職・進路)支援センター」を設置し、低学年次のキャリア教育と高学年次の実践的就職支援を充実強化する。(目標：就職率90%以上)

(5) 教育の実施体制の整備に関する具体的方策

ア 教育研究組織の整備

- ① 各学部・大学院等の教育目標を達成するために、現行の各部局の教員配置状況を見直し、全学的観点にたった柔軟で実効的な教育実施体制を構築する。
- ② 社会的要請に応えるために、平成19年度を目途に学部・学科及び大学院の新設・再編並びに昼夜開講制の見直しを図る。
- ③ 教育の個性化、高度化を図るために、平成19年度を目途に北方キャンパスの文系4学部の再編を図る。
- ④ 現行の全学教育システムを抜本的に見直し、平成19年度を目途に英語、情報教育等を全学的に実施する「(仮称) 共通教育センター」の設置を図る。
- ⑤ 教職員の総数及び総人件費の管理は、適正な人員配置を基本とする人員計画に基づき実施する。
- ⑥ 教授半数制の見直しを実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 目指すべき研究の方向と水準に関する具体的方策

- ① 地域文化研究や産学協同研究など実践的、応用的研究を推進するため、人文・社

会科学分野における研究活動の高度化を図る。

ア 重点研究分野

- ① 重点的研究分野、先端的研究分野で優れた研究成果を創出し、国際水準の研究拠点を形成する。
- ② 地域社会のニーズ及び研究遂行ポテンシャルが高いと思われる環境・情報・バイオ・ナノ等の学際的・先端的研究を展開する。

イ 研究成果の還元

- ① 重点研究分野を中心として、本学における研究成果を地域社会に還元し、産業を支援することにより、地域経済の活性化に貢献する。

ウ 東アジア研究

- ① 東アジアとの地理的近接性を活かして、独自の東アジア研究を本学の特色として推進し、アジアの発展を担う高度な人材の育成とアジアに開かれた研究拠点の形成を図る。

エ 研究水準の向上

- ① 国際学会、国際会議・シンポジウムの積極的な開催や国際的な研究プロジェクトへの参画などによって研究水準を高める。

オ 地域課題に関する研究

- ① 「環境未来都市づくり」など北九州地域の目指す方向や問題を研究課題として積極的に取り上げ、地域の問題解決能力、政策立案能力をもつ高度な人材を育成する。
- ② 北九州地域の課題を解決するための政策的、学際的研究を開拓し、支援する。

(2) 研究の実施体制の整備に関する具体的方策

ア プロジェクトの誘致・推進

- ① 企業等との包括的な連携を進めるなど、研究プロジェクトを誘致、確保する。
- ② 北九州学術研究都市の地域内に研究プロジェクトを誘致できるスペースと施設を確保する。
- ③ 国の教育研究拠点形成事業等国家プロジェクトでの採択を目指して、学内における研究実施体制を強化する。

イ 共同研究

- ① (財)国際東アジア研究センター (ICSEAD) 等との連携を強め、共同研究の拠点としての機能を強化する。
- ② 地域の産業力向上につながる産業技術シーズの開発・事業化の推進を目的とする

時限的な共同研究機関として、技術開発センター群を設置する。

- ③ 学内の共同利用施設を地域の大学・企業等に積極的に開放し、相互利用や共同研究を推進するとともに、北方、ひびきの両キャンパス間での学内横断的な共同研究を進める仕組みを構築する。
- ④ 国、県、市等の中小企業指導部門との連携を強め、地域の企業との共同研究等を強化する。
- ⑤ 国内外の大学との共同研究を強化する。

ウ 人材の活用・研究環境の整備

- ① 伝統的な基礎研究分野と先端的な重点研究分野のバランスを図り、大学全体の戦略的視点から研究分野の選択と重点化、教員の弾力的活用を実施する。
- ② 各学部、各研究科、北九州産業社会研究所と、(財)国際東アジア研究センター(ICSEAD)など北九州市の学術研究機関との間で人事交流や研究交流を活性化させる。
- ③ 教員再任用制度(任期制)等を活用して、国内外の優れた教員を確保する体制を整備する。
- ④ 研究の活性化、人材の育成・確保の観点から、サバティカル制度等の導入を図る。
- ⑤ 若手教員の研究を積極的に支援するため、一律定額の研究費の配分に加えて、研究評価結果に基づく競争的配分システムを構築する。
- ⑥ 優れた研究成果を達成するために、情報設備等の研究環境を整備する。

エ 産学官連携と地域への還元

- ① 産学官連携を推進するために、全学的な組織体制を整備する。
- ② 地域の産業力向上につながる産業技術シーズの開発・事業化の推進を目的とする時限的な共同研究機関として、技術開発センター群を設置する。
- ③ 「北九州ヒューマンテクノクラスター構想」を推進し、システム LSI を軸とした新産業の創出を図る。
- ④ 中小企業の技術支援に努め、北九州エコタウンとの連携、大学発ベンチャーの育成などを図る。
- ⑤ 社会科学分野での産学官連携を推進するため、地域企業や企業団体と連携し、企業経営のアドバイスや企業法務等の相談事業などを実施する。
- ⑥ 国・県の委託事業である「地域再就職希望者支援訓練事業」等の人材育成事業を積極的に実施する。
- ⑦ 北九州地域の産業経済、社会福祉、教育及び歴史文化に係わるニーズや諸課題について、学際的、総合的、客観的な立場から調査研究を行い、研修会や報告会等を通して課題解決に向けた政策提言や人材育成等を行う。
- ⑧ 産学官連携に関する利益相反の方針・ルールを定める。

(3) 研究評価と成果の管理に関する具体的方策

ア 研究活動の評価

- ① 研究活動を活性化させるため、全教員を対象に研究活動の評価を実施するとともに、教員及び部局等の研究成果を公表する。

イ 知的財産の管理等

- ① (財)北九州産業学術推進機構と連携して、研究成果を知的財産化するとともに、それらを適正に管理し、有効に活用する。
- ② すべての研究分野を対象とした知的財産等に関する全学的ルールを確立する。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 教育機関との連携に関する具体的方策

ア 他大学等との連携

- ① 北九州地域コンソーシアムの形成も視野に、教育研究や社会貢献での連携を強化していくため、単位互換や共同授業などの実施に向けた調整を図る。
- ② 北九州学術研究都市に立地する大学院等との教育研究面の連携を一層強化する。

イ 初中等教育機関等との連携

- ① 高校生が本学の授業を聴講できる「体験入学制度」や科目等履修生制度等について検討する。
- ② 高校の「総合学習の時間」への協力、支援を実施する。
- ③ 市教育委員会と連携し、市内の初中等教育機関に対するキャリア教育プログラムや英語、科学技術など実践的教育プログラムの提供並びに中高校生を対象とした出前授業などの実施を検討する。
- ④ 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された地域密着型環境教育プログラムを実践することにより、その成果を積極的に地域に還元する。

(2) 地域社会との連携に関する具体的方策

ア 生涯学習の推進

- ① 地域社会のニーズに的確に対応するために、現行の公開講座委員会の改組・拡充を図り、地域連携事業を全学一元的に企画、運営、評価する体制を整備する。
- ② 市民向けの新たな修学制度の創設を検討するとともに、公開講座の充実を図る。

イ 市民サービスの向上

- ① 本学の専門知識を活かした市民向け相談窓口の開設を図る。
- ② 市民のスキルアップを支援していくため、情報処理資格受験講座、語学検定受験

講座、各種ビジネス専門資格講座、ものづくりのための技能・技術資格講座などの開設を図る。

- ③ ビジネスマンや地域企業経営者を対象とするマネジメント講座の充実、経営者セミナーの開催、地域企業交流サロン、ビジネス相談室、都心部におけるサテライトキャンパスの開設等を検討し、地域企業活性化の人材育成拠点を形成する。
- ④ 図書館、教室、体育館、グラウンドなど大学施設の開放を図る。

ウ 国や地方自治体との連携

- ① 国や地方自治体の各種審議会・委員会に積極的に参画し、政策形成面で貢献する。
- ② 地方自治体と連携し、自治体職員の能力開発、研修等に対するプログラムの開発を検討する。

エ 地域・後援会等との連携

- ① 本学OB等と大学の共同の取組を推進するため、後援会、同窓会との連携を強化する。
- ② 自治会等地域住民団体や非営利組織（NPO）との連携を強化する。

(3) 国際交流の推進に関する具体的方策

ア アジアの学術研究拠点の形成

- ① 東アジア地域の意欲ある学生、優秀な学生を積極的に受け入れる体制を構築し、アジアの発展に貢献する高度の人材育成拠点を形成する。
- ② 中国、韓国など東アジア地域の大学等との研究交流や共同研究を行うことにより、アジアの学術研究拠点を形成する。
- ③ 地方自治体、独立行政法人国際協力機構と連携して、東アジア地域を中心とした国際協力事業への取組を強化する。

イ 国際交流体制の充実

- ① 留学生交流や教育研究上の交流を積極的に推進するため、国際教育交流センターの運営体制の整備・充実・再編等を実施する。
- ② 留学生向け奨学金の確保、日本語教育の実施、生活上の相談機能の充実及び留学生後援会との連携など受入れ体制や支援体制を整備する。

ウ 留学生等との交流促進

- ① 日本語教育と専門教育を通じて世界と地域をつなぐ人材を育成するため、特に東アジア地域からの優秀な留学生を積極的に受け入れる。
- ② 海外の大学との学術交流協定をさらに促進し、学生の海外留学、教職員の海外派遣を効果的に実施できる体制を整備する。
- ③ 交換留学制度の整備、単位互換制度の確立により、留学生を積極的に受け入れる。

- ④ 優れた外国人研究者を積極的に受け入れる。

エ 地域の国際化

- ① 市民向け多文化理解講座を企画、実施する。
- ② 国際教育交流センターを中心として、市民と留学生との交流や地域ボランティア団体、非営利組織（NPO）との交流を強化する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営戦略を実現する機動的な運営に関する目標を達成するための措置

(1) 機動的な運営体制の確立に関する具体的方策

ア 大学運営

- ① 理事長及び学長のリーダーシップのもとで、計画的で機動的な大学運営を実施する。
- ② 理事長及び学長と各学部教員等との意思疎通を図るために、学部長等会議等を積極的に活用する。
- ③ 学部・学科・大学院等の再編、専門職大学院の設置等学部・学科・各研究科等の枠を超えた大学全体の課題について企画・立案・執行・調整等を行うため、企画戦略組織の体制を整備する。
- ④ 現行の各種委員会方式を抜本的に見直し、委員会の統廃合など、意思決定を迅速化し、機動的な運営体制を整備する。

イ 学部運営

- ① 平成17年度から意思決定の迅速化と機動的な学部運営を実現するため、教授会審議事項の精選及び常任委員会の活用を図る。
- ② 平成17年度から、学部長の選出方法を見直し、学部長等の権限の明確化及び補佐体制の充実を図る。
- ③ 学部等の戦略的、機動的な運営を推進するため、学部長等による教員配置、予算配分等の運用システムの導入を図る。

(2) 学内資源の効果的な活用に関する具体的方策

ア 戦略的な資源配分

- ① 各学部・大学院等の教育目標を達成するために、現行の各部局の教員配置を見直し、全学的観点にたった柔軟で実効的な教育実施体制を構築する。
- ② 伝統的な基礎研究分野と先端的な重点研究分野のバランスを図り、大学全体の戦略的視点から研究分野の選択と重点化、教員の弾力的活用を実施する。

- ③ 予算は、経営戦略の観点を踏まえて編成するとともに、理事長及び学長による戦略的な配分システムを導入する。
- ④ 各教員に対する研究費配分は、教育研究の基盤を確保する「基礎的配分」、評価結果に基づく「競争的配分」、地域貢献など政策的課題を達成するための「政策的配分」の考え方を取り入れるなど効果的な配分を実施する。

イ 教職員の一体的運営

- ① 教員と事務職員の役割分担を明確にするとともに、教職員が一体となって事業の企画・立案、執行に参画できるシステムを構築する。

(3) 外部の知見の積極的な活用に関する具体的方策

- ① 学外の有識者や専門家を幅広く登用し、学外の専門的な知見を大学運営に積極的に活用する。
- ② 社会に開かれた大学を実現するため、地域社会のさまざまな意見を大学運営に反映させるための方策を検討する。

2 人事の適正化に関する具体的方策

ア 評価制度の確立

- ① 教員については、平成17年度から教育、研究、社会貢献、管理運営を評価対象とする教員評価システムを導入し、平成18年度には評価結果の研究費への反映を図るとともにシステムの検証・修正を行い、平成19年度を目途に昇任や賞与等その他の処遇について評価結果を反映させることを検討する。
- ② 事務職員については、平成17年度から能力、資格、職責、成果などを適切に評価する人事評価制度を導入し、平成19年度を目途に昇任や賞与等その他の処遇について評価結果を反映させることを検討する。

イ 教員人事制度の構築

- ① 各学部等の特質、教育研究活動の特性、職務や職種の専門性、継続性などに応じて柔軟で多様な採用形態、勤務形態を可能とする人事制度を導入する。
- ② 教員評価システムの導入状況を踏まえ、定年制の弾力的運用や教員再任用制度（任期制）など、より柔軟な人事制度の導入を検討する。
- ③ 年俸制の導入について検討する。
- ④ 研究の活性化、人材の育成・確保の観点から、サバディカル制度等の導入を図る。

ウ 事務職員の資質の向上

- ① 事務職員に対する研修計画（財務会計や人事労務管理などを含む中長期計画および

- び年次計画)を作成し、実効性のある研修を実施する。
- ② 事務職員の資質の向上と人材の育成を図るため、北九州市をはじめとする公共的団体、他大学並びに民間企業との交流を実施する。
 - ③ 事務職員については、学内で開講されている授業の受講を認める制度を導入する。また、海外派遣制度及び国内留学制度等の導入を図る。

エ 優秀な人材の確保・活用

- ① 女性教員及び女性事務職員の登用の拡大を図る。
- ② 優秀な外国人教員を積極的に採用するため、任期、応募資格など現行の外国人教師制度の見直しを図る。
- ③ 職員の採用にあたり、本来の職務能力に加えて、語学力や資格を備えることを要件とするなど、業務の特性に配慮した人事制度を導入する。
- ④ 大学経営や大学行政、就職、入試、広報、研究協力など大学運営特有の分野には、高度で専門的な知識や経験を有する人材の配置を図る。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自立性の高い財務運営の確立に関する具体的方策

ア 外部資金の獲得

- ① 受託研究費、共同研究費、奨学寄附金、科学研究費補助金などの外部研究資金について、年間5億円程度の確保を目指す。
- ② 教員の科学研究費補助金への申請を原則的に義務付ける。
- ③ 外部研究資金の獲得を促すため、資金獲得者に対し優遇措置を講ずるなど、柔軟なシステムの導入を図る。
- ④ 各種研究助成金等の公募情報を収集・提供する体制を整備し、申請書類の作成や基礎データの蓄積などの支援システムを構築する。

イ 研究費の柔軟な執行

- ① 獲得した外部研究資金や内部研究費について、柔軟な執行手続きを整備する。

ウ 自主財源の充実

- ① 教育内容や環境の整備状況、他大学の動向、社会状況の変化等を総合的に勘案して、授業料等の負担のあり方について全般的に検討する。
- ② 大学の自己財源の獲得・増加を図るため、学外機関等との共同利用を推進するなど本学の保有する施設・機器・知的財産を活用する。

エ 経営の効率化

- ① 民間委託や発注方法の見直し、ファームバンキングシステムの導入による支払事

- 務の効率化等により管理的経費の節減を図る。
- ② 教職員の総数及び総人件費の管理は、適正な人員配置を基本とする人員計画に基づき実施する。

2 適正な資産管理に関する具体的方策

- ① 資産を全学的に一括して管理・運用する組織体制を整備する。
- ② 本学の施設、体育館、グラウンド等の有料貸与のあり方について見直す。
- ③ すべての研究分野を対象とした知的財産等に関する全学的ルールを確立する。

IV 教育研究及び組織運営の状況について自ら行う点検評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

- ① 目標・計画の立案とその成果を評価するための自己点検・評価体制を確立する。
- ② 自己点検・評価や第三者評価機関による評価結果を、大学運営の改善のために活用する。
- ③ 自己点検・評価の結果及びシラバスや研究成果等の教育研究活動に関する情報を積極的に公開する。
- ④ 中期計画については、自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえ、計画の進捗状況や社会状況等を考慮して柔軟に見直す。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設・設備の整備に関する具体的方策

- ① 本学の教育研究機能を充実させるために、長期の施設整備計画を策定する。
- ② 教育研究環境の充実はもとより、景観や環境への配慮及び女子学生向けの施設整備など、良好なキャンパス環境を整備する。
- ③ 地域企業活性化の人材育成拠点の形成を目指し、都心部におけるサテライトキャンパスの開設を検討する。

2 安全管理などに関する具体的方策

ア 安全衛生管理

- ① 安全衛生管理を総合的に行う体制を整備する。
- ② 定期健康診断など教職員の健康管理を適切に実施する。
- ③ 学内での事故防止策として、実験・研究用安全管理マニュアルの周知徹底や研修・

- 啓発、新入生オリエンテーションや講演会での意識啓発・安全指導を実施する。
- ④ 照明、街灯の整備など周辺環境における安全管理のあり方について検討する。

イ 情報セキュリティ

- ① 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの対策マニュアルの作成や研修等を実施する。

3 人権の啓発に関する具体的方策

ア 人権意識の啓発

- ① セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等を防止するため、教職員及び学生に対する研修会や講演会等を実施する。
- ② 人権を尊重し、キャンパスマナーを自覚できる環境を形成するため、平成17年2月の人権施策審議会の答申を受けて策定される「(仮称)人権行政指針」を踏まえ、教職員及び学生に対する人権研修会等を実施する。

VI 予算

1 予算（平成17年度～平成22年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	14,173
自己収入	22,350
うち授業料等収入	21,984
その他	366
受託研究等収入	3,270
うち外部研究資金	3,006
その他	264
施設整備補助金	960
計	40,753
支出	
業務費	36,235
うち教育研究活動経費	25,242
管理運営経費	10,993
受託研究等経費	3,264
うち外部研究資金	3,006
その他	258
施設・設備整備費	1,254
計	40,753

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額24,138百万円を支出する。

平成18年度以降の人件費の見積りについては、平成17年度の役員及び教職員の人件費の見積り額と同額で試算している。

退職手当については、公立大学法人北九州市立大学が定める規程に基づいて支給するが、運営費交付金として措置される額は、各事業年度の予算編成過程において北九州市職員退職手当支給条例を基準として算定される。

〔運営費交付金の算定方法〕

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の経費区分に基づき、それぞれの対応する方法により算定し、次の算式により決定する。

$$\text{運営費交付金} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}) - \text{⑥}$$

①【人件費】

- ・教職員の人件費相当額。

前年度の定数を基準に必要となる人員数に基づき所要額を算定。

②【一般管理費】

- ・施設維持管理、内部管理運営等に要する経費相当額。

北九州市の予算編成における調整基準に準拠して算定。

③【教育研究経費】

- ・大学の教育研究活動で必要となる経費相当額。

前年度の水準確保に必要な所要額を算定。

④【法人化新規発生経費】

- ・法人化に伴い新たに発生する経費（役員報酬、監査法人経費等）相当額。

経常的なものとして、必要とされる個別事業毎に所要額を算定。

⑤【その他経費】

- ・臨時的に必要な経費相当額。

中期計画を基準に各事業年度の事業実態に応じて必要とされる個別事業毎に所要額を算定。

⑥【自主財源】

- ・外部研究資金を除く授業料、入学金等の収入。

注) 運営費交付金は、上記算定方法に基づき、一定の仮定※の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において当該方法を適用して再計算され、決定される。(算定方法は平成19年度を目途に見直しを図る予定。)

※ 平成18年度以降の一般管理費で、平成17年度予算額から毎事業年度1%程度の経費節減を見込んだ他は、平成17年度と同条件と仮定した。

注) 授業料等収入については、授業料、入学金、入学検定料を対象としており、平成17年度の各単価と平成17年度の学生数を基準に試算した収入予定額を計上している。

注) その他の収入については、平成18年度以降は平成17年度予算額と同額で試算した収入予定額を計上している。

注) 受託研究等収入については、中期計画に掲げる目標額及び各事業の継続を前提として、収入予定額を計上している。

注) 施設整備補助金については、平成18年度以降は平成17年度予算額と同額で試算した収入予定額を計上している。

注) 教育研究活動経費については、平成18年度以降は平成17年度予算と同額で試算した支出予定額を計上している。

注) 管理運営経費については、平成18年度以降は平成17年度予算額から毎事業年度1%程度の経費節減を見込んで支出予定額を計上している。

注) 受託研究等経費については、受託研究等収入により行われる事業経費を計上している。

注) 施設・設備整備費については、施設・設備の整備に関する事業経費を計上している。

2 収支計画（平成17年度～平成22年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	43,576
業務費	35,208
教育研究経費	8,706
受託研究費等	2,364
役員人件費	498
教員人件費	18,426
職員人件費	5,214
一般管理費	5,281
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	3,087
収入の部	43,576
運営費交付金収益	13,879
授業料収益	18,948
入学金収益	3,294
検定料収益	732
受託研究等収益	2,370
寄付金収益	900
財務収益	0
雑益	366
資産見返物品受贈額戻入	3,087
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 資金計画（平成17年度～平成22年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	40,838
業務活動による支出	39,499
投資活動による支出	1,254
財務活動による支出	0
次期中期計画の期間への繰越金	85
資金収入	40,838
業務活動による収入	39,793
運営費交付金による収入	14,173
授業料等による収入	21,984
受託研究等による収入	3,270
その他収入	366
投資活動による収入	960
施設整備補助金による収入	960
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	85

VII 短期借入金の限度額

- ・ 限度額

法人化後の年間運営費（約70億円程度）の概ね1か月分相当額（約7億円程度）

- ・ 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等のため。

VIII 重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画

予定なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

公立大学法人北九州市立大学中期計画新旧対照表（案）

新	旧
<p>I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容と成果に関する具体的方策</p> <p>略</p> <p>イ 語学教育</p> <p>② 卒業時に実践で使える英語を身に付けさせるため、<u>教養教育において TOEIC470 点以上または TOEFL460 点以上、専門教育（外国語学部英米学科）において TOEFL (PBT) 550 点以上の取得を目指す。具体的には、毎年度、目標到達学生の割合について数値目標を定めて取り組む。</u></p> <p>略</p> <p>(3) 優秀な学生の確保に関する具体的方策</p> <p>ア 大学広報</p> <p>① 優秀な学生を全国から確保するため（目標：<u>一般選抜志願倍率 5.4 倍以上</u>）、教職員が一体となって、大学説明会、オープンキャンパス、高校訪問、模擬授業等を実施する。</p> <p>略</p>	<p>I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容と成果に関する具体的方策</p> <p>略</p> <p>イ 語学教育</p> <p>② 卒業時に実践で使える英語を身に付けさせるため、<u>英検準 1 級又は TOEIC650 点以上、もしくは TOEFL (PBT) 520 点以上の取得を目指す。具体的には、各学部において毎年度、目標到達学生の割合について数値目標を定めて取り組む。</u></p> <p>略</p> <p>(3) 優秀な学生の確保に関する具体的方策</p> <p>ア 大学広報</p> <p>① 優秀な学生を全国から確保するため（目標：<u>6,000 名以上の志願者数（一般選抜）</u>）、教職員が一体となって、大学説明会、オープンキャンパス、高校訪問、模擬授業等を実施する。</p> <p>略</p>